

電気通信市場検証会議（第27回） ヒアリング資料

KDDI株式会社

2022年3月8日

Tomorrow, Together

KDDI

目次

1. MNOとMVNOの同等性確保について

- (1) 当社の基本的な考え
- (2) 禁止行為規制の指定要件に関する状況
- (3) MNOとMVNOの同等性確保に向けた取組み
- (4) まとめ

2. 新ドコモグループの連携に対する禁止行為規制の懸念

- (1) 禁止行為規制の目的
- (2) 該当性判断の必要性
 - ① 現時点で不当性の該当性判断がなされていないもの
 - ② 形式的に禁止行為規制の対象にならない（潜脱する）もの
- (3) 禁止行為規制で対応できない市場支配力濫用に対する措置
- (4) まとめ



1. MNOとMVNOの同等性確保について

(1) 当社の基本的な考え (1/2)

- MNOとMVNOが公正に競争し、モバイル市場の競争が活性化することで利用者の多様な選択肢の確保・利便性の向上につながると考える
- 当社もMNOとMVNOの同等性確保に取り組み、公正競争に寄与する考え



(1) 当社の基本的な考え (2/2)

- 同等性確保のため、禁止行為規制の対象事業者拡大を求める意見があるが禁止行為規制は「**市場支配力の濫用**」を未然に防止する制度
- MNOとMVNOの同等性確保は、**制度の趣旨**を踏まえれば卸契約含め**第二種指定電気通信設備制度**において検討・対応できる課題

第二種指定電気通信設備制度

制度趣旨

「接続協議における強い交渉力」に着目し、**接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する制度**

指定要件

業務区域ごとに
端末設備シェア10%以上の事業者

禁止行為規制

シェアが高い市場支配的事業者が、**市場支配力を濫用して公正競争を阻害**しないよう、**不当競争を引き起こすおそれのある行為を予め禁止する制度**

※1 制度趣旨の違いについてはP5参照

二種指定事業者のうち
収益シェア40%超等の事業者

※2 指定に当たっての基本的考え方はP6参照

(参考) 制度趣旨の違い

「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」（案）に対する意見及びそれに対する考え方（平成24年4月27日 総務省）

(考え方1)

(略) ブロードバンド答申における交渉上の優劣の差の縮小については、これが第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という）に関するものであると理解しているところ本意見募集とは直接関係ないものであるが、一般論としては、当該制度は**接続交渉上の優位性による不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を防止する趣旨**である。それに対し、**禁止行為規制は市場支配力の濫用による電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害を未然に防ぐ趣旨**であり、規制の目的を異にしていることから、その適用対象についての考え方は自ずと異なるものである。

(考え方3)

(略) **二種指定設備制度と禁止行為規制の関係については、考え方1のとおりであり、禁止行為規制の対象となるのは市場支配力を有する移動通信事業者に限られるものであることから、上位3社の携帯電話事業者に対し当該規制を課すことは適当ではない。** (略)

(参考) 指定に当たっての基本的考え方

- 移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定は、**収益シェアに加えて諸要因も勘案**

< 諸要因の例 (総合的な事業能力) >

- ・ 事業規模 (資本金、収益、従業員数)
 - ・ 市場への影響力、ブランド力
 - ・ 製品・サービスの多様性
 - ・ 潜在的な競争の不在
 - ・ 技術上の優位性・卓越性
 - ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性
 - ・ サービスや端末等の販売・流通における優位性
 - ・ 共同支配
- 例えば、一定期間継続して**40%超の収益シェアの場合、市場支配力が推定されるため、諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定**
 - また、**25%超40%以下でシェア1位の場合は、諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定**

※「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者 (移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者) の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月27日 総務省)の要旨を当社でまとめたもの

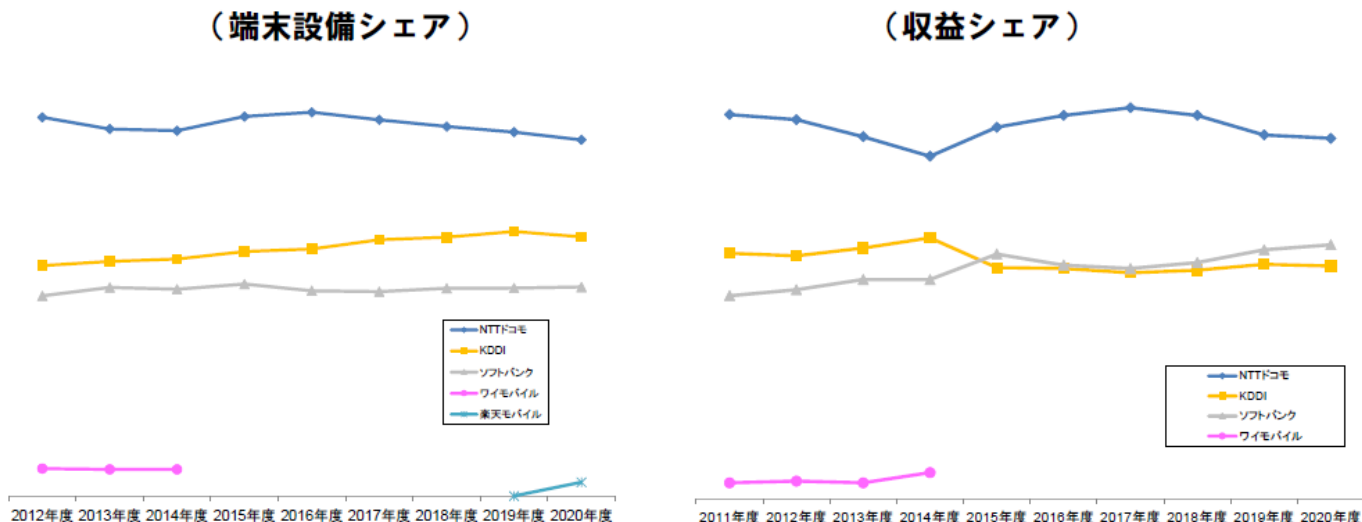
(2) 禁止行為規制の指定要件に関する状況 (1/2)

- **禁止行為規制の指定要件に関する状況の変化有無を見た場合**
MNO3社の収益シェアに大きな変化はなくNTTドコモが引き続き40%超の状況
- **収益シェアの観点では、禁止行為規制の指定事業者を変更する状況にはない**

イ 携帯電話に係る端末設備 シェア・収益シェア

2020年度における契約数シェアで首位であるNTTドコモは、携帯電話に係る端末設備シェア及び収益シェアにおいても40%を超過している
(図表1-26参照)。

【図表1-26】携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェアの推移



(2) 禁止行為規制の指定要件に関する状況 (2/2)

- 諸要因の勘案の観点では
楽天モバイルのMNO参入や事業者乗換えの円滑化等で競争が進展する一方
NTTドコモの総合的事業能力が強化され、市場支配力が一層強まるおそれ
- NTTドコモの指定を維持する必要があり、見直す状況にはない

競争
進展

競争環境の変化

- ・ 改正電気通信事業法施行（通信料金と端末代金の完全分離等）（2019年）
- ・ 楽天モバイルの本格参入※1（2020年）
- ・ 事業者乗換えの円滑化（SIMロック解除、キャリアメール持ち運び等）（2021年）
- ・ 携帯電話料金の低廉化、低廉な新料金プランへの移行拡大
- ・ データ接続料・音声卸料金の低廉化

※1：「新たに楽天モバイル株式会社がMNOとして参入するなど、競争環境に様々な変化が生じている。」（携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）公正取引委員会 2021年6月10日）

強化

NTTドコモの総合的事業能力

- ・ 「ドコモ光」（サービス卸利用）開始（2015年）
- ・ NTTドコモに対する禁止行為規制緩和（2015年）
- ・ NTTグループの共同調達開始（2020年）
- ・ NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化（2020年）
- ・ 新ドコモグループ再編成（2021年～）
- ・ FTTH市場で2018年度以降トップシェア（現在20%※2）
- ・ ボトルネック設備保有事業者との関係性強化
- ・ 資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等の強化
- ・ 法人事業の拡大、ネットワークの競争力強化

※2：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和3年度第2四半期（9月末））

- MNOとMVNOの同等性確保に向けて、「接続料の算定等に関する研究会」等で既に、**二種指定事業者に対する様々な議論や取組み・制度化**がなされている

| 同等性確保に係る懸念事項 | | 主な議論や取組み・制度化 | |
|-------------------|---------------------------------------|--|-------------------|
| | | MNOとMVNOの同等性確保 | MNOグループ内MVNOの優遇懸念 |
| 設備利用面 | 情報の目的外利用 | ・ 「MVNOガイドライン」※1で 接続等関連情報の厳格な取扱い を規定 | |
| | 提供条件（技術的条件や料金等）の差異 | ・ 接続約款（ 技術的条件・接続料等 ）の届出・公表 | |
| | | ・ 省令※2で 接続料算定方法（原価・利潤など）等 を規定及び接続料の 適正性向上の取組み（将来原価方式による予見可能性確保等） | |
| 情報開示（開示内容や時期等）の差異 | ・ 携帯電話料金と接続料等の関係の検討（ スタックテスト ） | ・ 一定規模以上の事業者との 卸契約の届出 | |
| 営業面 | MNP時の引き止め | ・ 4Gや5G（SA/NSA）の技術的条件、料金等を「 標準プラン 」として自主公表 | |
| | | ・ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備 ※3（卸役務の提供義務・情報開示義務等） | |
| | | ・ 「MNPガイドライン」※4で 規定に基づかない引き止め行為は禁止 | |

※1：「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」

※2：「第二種指定電気通信設備接続料規則」

※3：電気通信事業法改正法案を国会で審議中

※4：「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」

- 指定電気通信設備を用いた卸役務（指定卸役務）の提供は引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改めより協議が実質的・活発に行われるための制度化を予定（電気通信事業法改正）

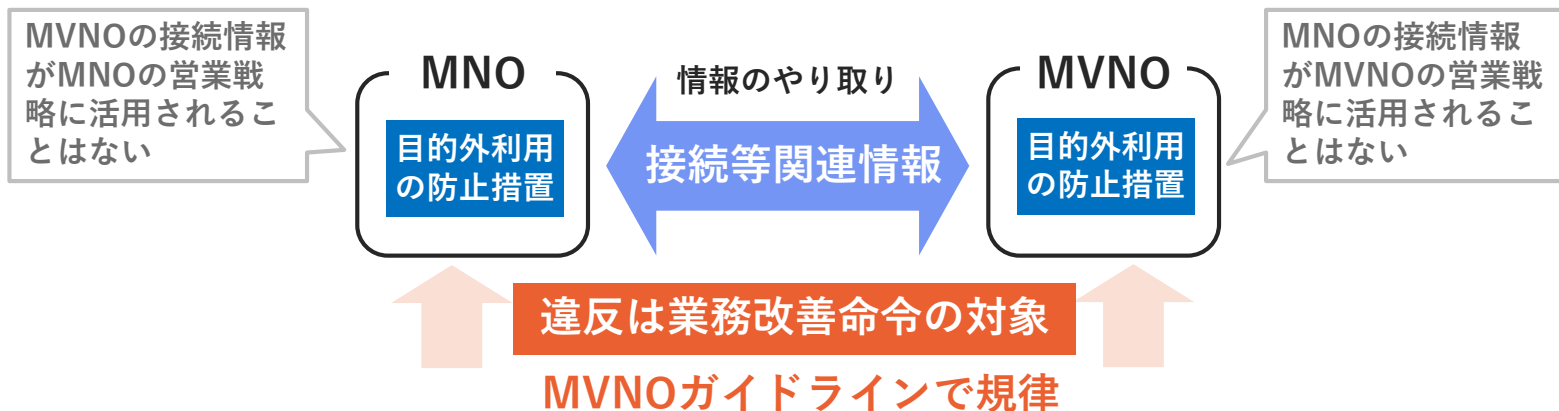
< 制度化の内容 >

- 指定卸役務の提供義務及び担保措置
- 料金の算定方法その他情報に係る開示義務及び担保措置（指定卸役務の範囲や開示情報の範囲等は引き続き検討）

こうした新たな制度導入により、MNOとMVNOの協議環境が整備され指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展が期待されている

- 「MVNOガイドライン」で**接続等関連情報の厳格な取扱い**を規定
- MNO及びMVNOが、目的外利用の防止に向けた**具体的な措置**を怠り電気通信の健全な発達等に支障が生じるおそれがある場合は**業務改善命令の対象**

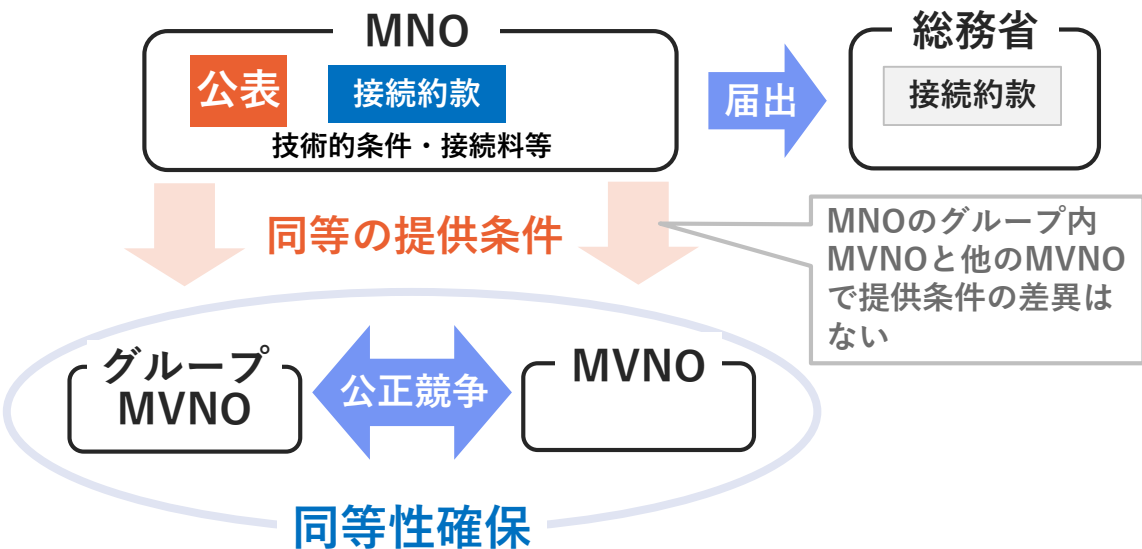
MNO及びMVNOの**双方が厳格な防止措置**を取っており
相手方の**営業戦略に活用されることはない**認識



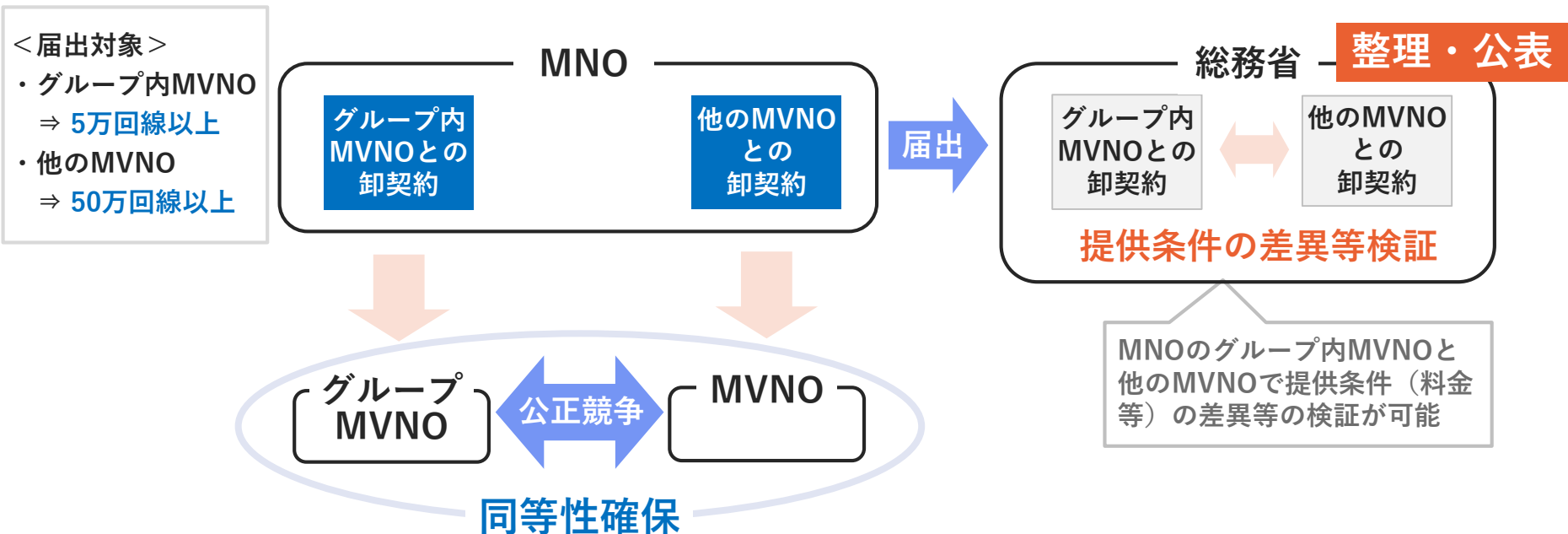
- 技術的条件や接続料等を接続約款に規定し、届出・公表することで公平性・透明性等を確保
- 接続料は、省令で厳格に算定方法 (原価・利潤等) が規定されており従前から様々な接続料の適正性向上の取組みが行われてきた

接続料の適正性向上の主な取組み

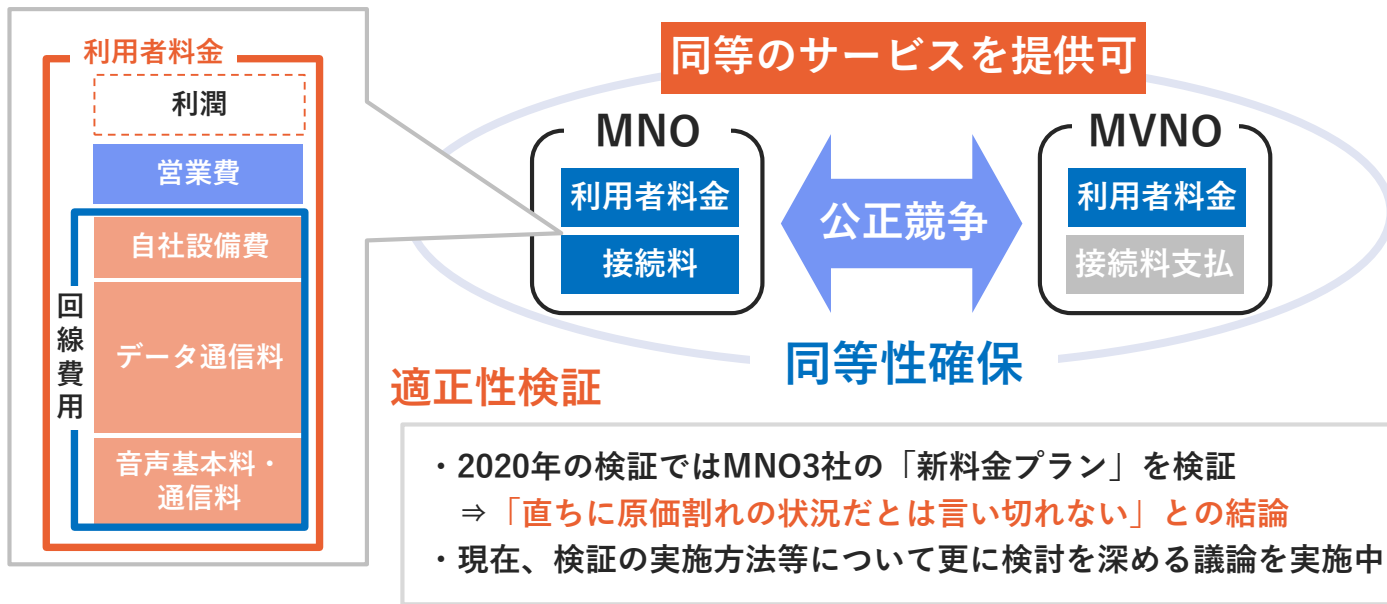
- ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備、接続会計導入 (2009年)
- ・設備区分別算定導入、利潤の算定方法統一 (2013年)
- ・ガイドラインで規定していた**接続料算定方法等の法制化** (2014年)
- ・利潤の資本調達コストの算定方法厳密化・統一化 (2016年)
- ・**将来原価方式導入による予見可能性確保** (2019年)
- ・算定方法の精緻化議論 (2020年～)



- MNOは、一定規模以上の事業者との**卸契約**を総務省に届出
- 総務省は、届出された**卸契約**を整理・公表
MNOのグループ内MVNOと他のMVNOで**提供条件の差異等の検証**が可能

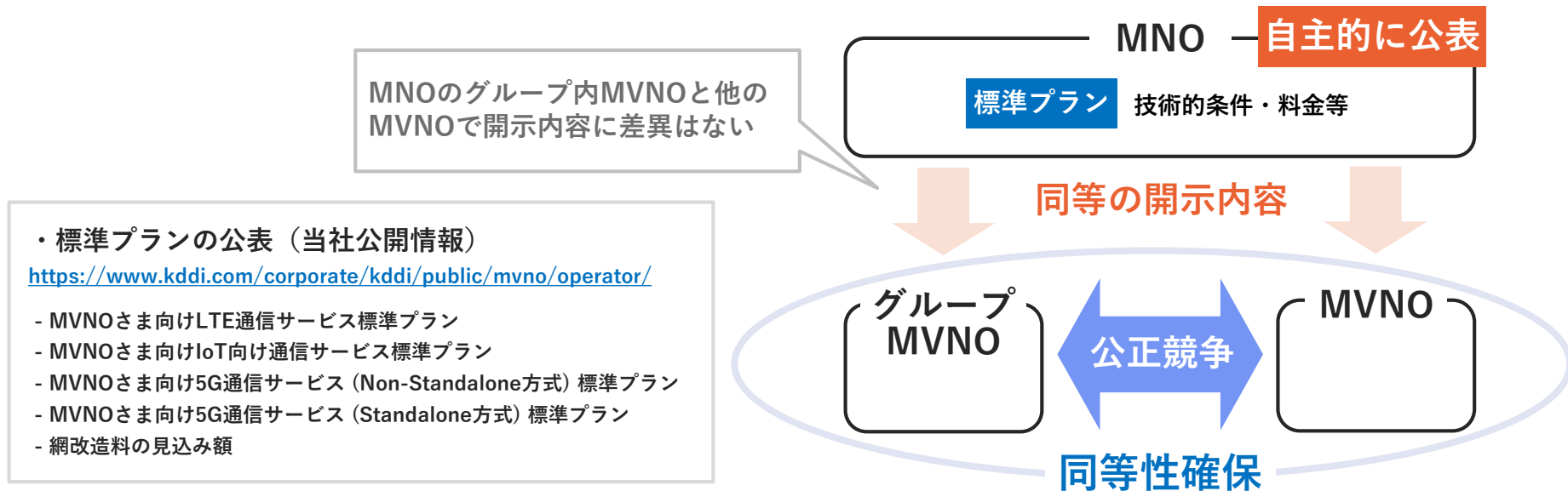


- 携帯電話料金と接続料等の関係の検証 (スタックテスト) を実施
- MNOの設定する利用者料金が、回線費用と営業費を上回っているか確認しMVNOが同等の条件で同等のサービスを提供できるかを検証



(参考) 情報開示（開示内容や時期等）の差異

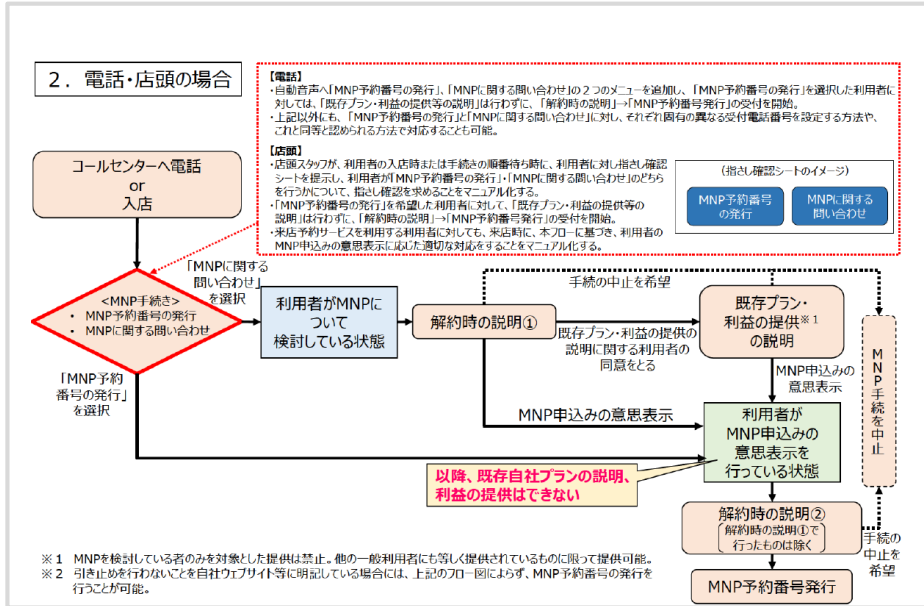
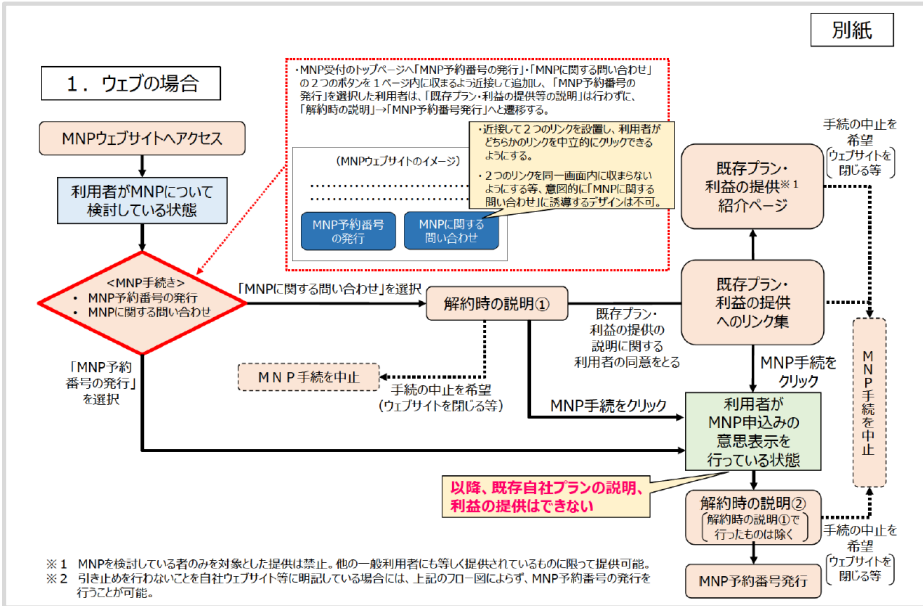
- 当社では、4Gサービス、5G（SA/NSA）サービスの**標準プラン**（標準的な料金、その他提供条件等）を**自主的に公表**（情報開示）
- **モバイル音声卸の標準的な提供料金**も全卸元事業者の公表前提※で公表を検討
- 今後もMVNOとの協議状況を踏まえ、**適宜公表範囲を見直す**考え



(参考) MNP時の引き止め

- 「MNPガイドライン」で規定に基づかない引き止め行為は禁止
- 特定の手順かつ利用者の同意取得時のみ、自社の料金プラン等の紹介が可能

MNO及びMVNOの双方がガイドラインを遵守しているものと認識



(4) まとめ

- ① MNOとMVNOの公正競争のため、**同等性確保の取組みは重要**
- ② 同等性確保は、**制度の趣旨**を踏まえれば
卸契約含め**第二種指定電気通信設備制度**において検討・対応できる課題
- ③ 収益シェアを含む諸要因（競争環境の変化等）を踏まえても
禁止行為規制の**指定事業者**を変更する状況にはない
- ④ 同等性確保に向けて、既に
二種指定事業者に対する様々な議論や取組み・制度化がなされている

新たな制度導入含め、今後も**MNOとMVNOの協議環境**は整備される状況
そうした状況を注視し、仮に同等性確保に**具体的な問題が生じた場合**には
まずは、卸契約含め**第二種指定電気通信設備制度**において必要な検討を行う

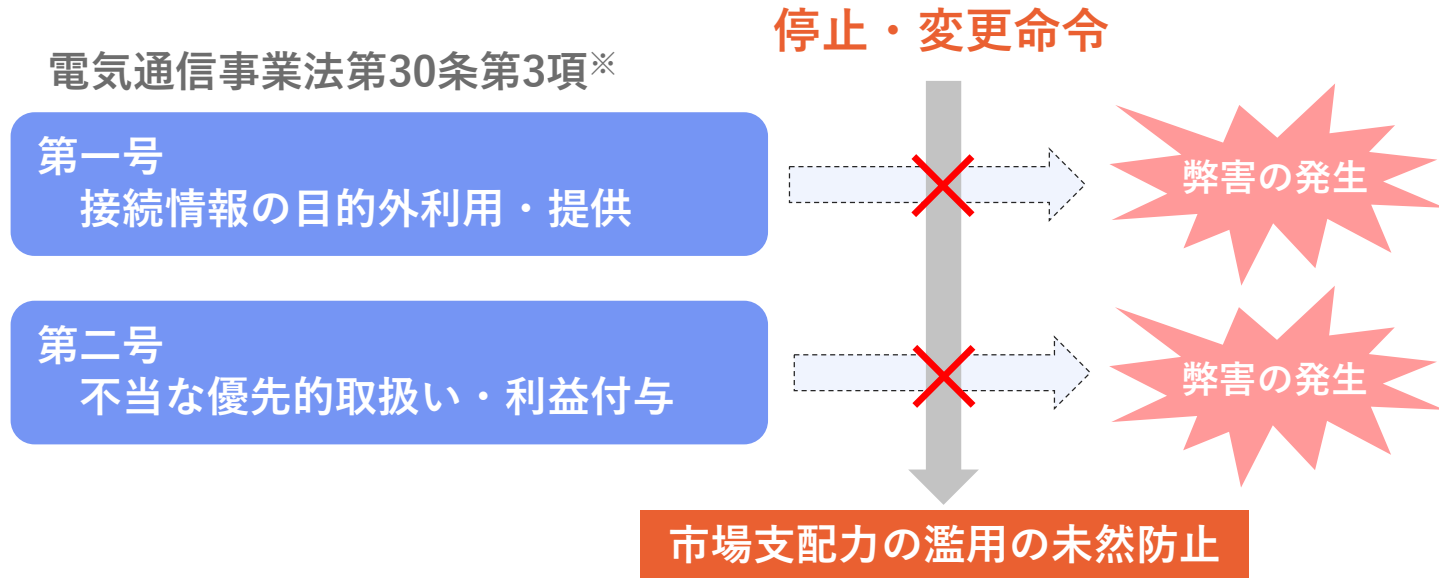


2. 新ドコモグループの連携に対する 禁止行為規制の懸念

(1) 禁止行為規制の目的

- 禁止行為規制は、**不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化し予め禁止**することで、当該行為（市場支配力の濫用）を**未然に防止**

⇒ 当該行為による**弊害が実際に発生していなくとも直ちに停止・変更命令の対象となり得る**（「電気通信事業法 逐条解説 改訂版」より）



(2) 該当性判断の必要性

- NTTドコモが公表（2021年12月14日）したNTTドコモグループの組織再編成は競争環境に影響を及ぼすおそれ（蓋然性）が高く、次の①②の問題が存在

① 現時点で不当性の該当性判断がなされていないもの

（例） 事業の統合、営業組織の統合、統一ブランド、非電気通信分野連携等

② 形式的に禁止行為規制の対象にならない（潜脱する）もの

（例） 合併による内部取引化、間接取引等

組織の再編成はひとたび実行されると後戻りが困難

競争の回復が不可能な状態となれば、禁止行為規制の目的を達せられないため
早期の該当性判断が必要

(2) ① 現時点で不当性の該当性判断がなされていないもの (1/2)

- 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(総務省・公正取引委員会)で
不当に優先的な取扱い・利益付与等に係る具体的な行為類型を例示

＜例＞ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務
自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い 等

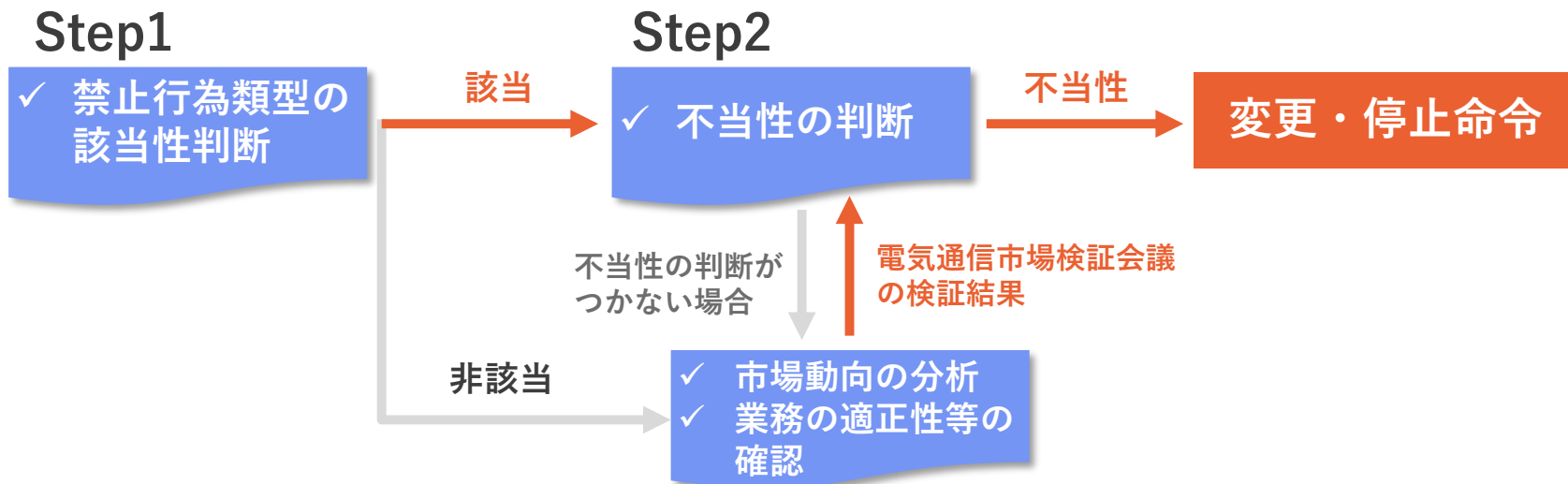
- 総務省は、個々の連携や統合等の行為が
これらの行為類型に該当するの可否かをまずは明確にすべき (Step1)

報道発表 (2021年12月14日) を踏まえた整理

| | | | |
|-----|----------------------------------|-----------|--|
| (a) | 法人ビジネスの統合 | 法人事業の統合 | NTTドコモの法人事業をNTTコム [®] の法人事業へ一元化 |
| | | 法人営業組織の統合 | NTTドコモの法人営業部門をNTTコム [®] の法人営業部門へ一元化 (中小企業・地域向けにNTTコム子会社「ドコモビジネスソリューションズ」創設) |
| (b) | 非電気通信事業を含めた一体提供 (統一ブランドによる提供) | | 市場支配力を有するNTTドコモのモバイルサービス、NTTコム [®] の固定系サービス・SI等、NTTコムウェアのソフトウェア開発等を 「ドコモビジネス」で一体提供 |
| (c) | ネットワークインフラ関連業務の統合 | | NTTコム [®] のネットワークインフラ関連業務をNTTドコモへ一元化 |

- 次に、競争環境に与える影響等を踏まえ個別事案ごとに不当性を判断 (Step2)
- 不当性の判断が見つからない場合は、電気通信市場検証会議で徹底した検証が必要

- 電気通信事業分野における市場動向の分析
- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認



(参考) 事例(a)：法人ビジネスの統合

- NTTドコモの法人事業・法人営業組織をNTTコムへ統合
- NTTドコモのモバイルサービスとNTTコムの固定系サービスをNTTコムが、法人向けに「ドコモビジネス」ブランドで排他的に一体提供

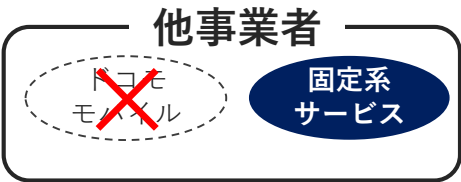
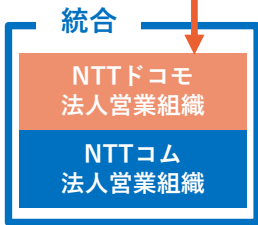
実質的な排他的業務では？



統合が、実質的に排他的な取引（不当な優遇）に該当

「ドコモビジネス」ブランドでの販売を競争事業者が受け入れるのは現実的でない

ドコモモバイルの取扱い条件で「ドコモビジネス」での販売
希望者には同等に許容



ドコモビジネス

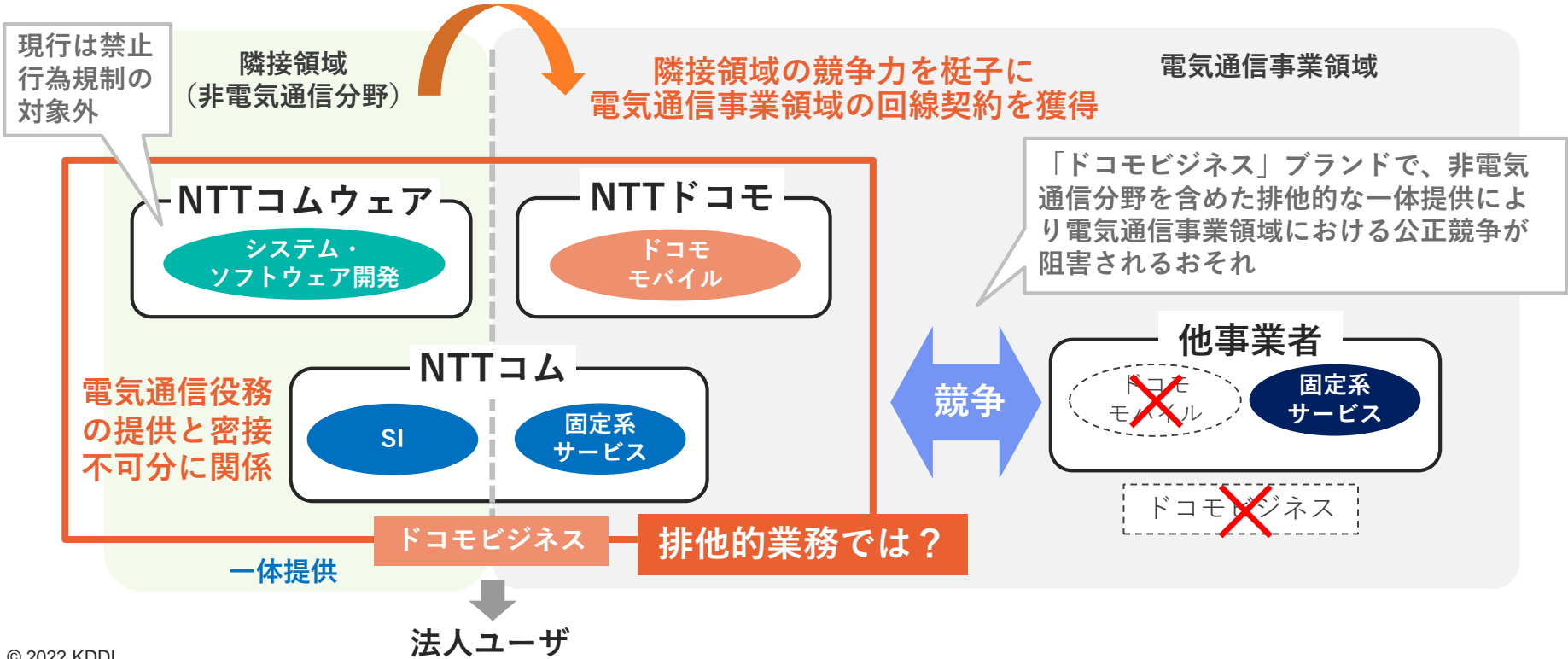
ドコモ×ビジネス

法人ユーザ

実質的な排他的業務では？

(参考) 事例(b)：非電気通信分野を含めた一体提供

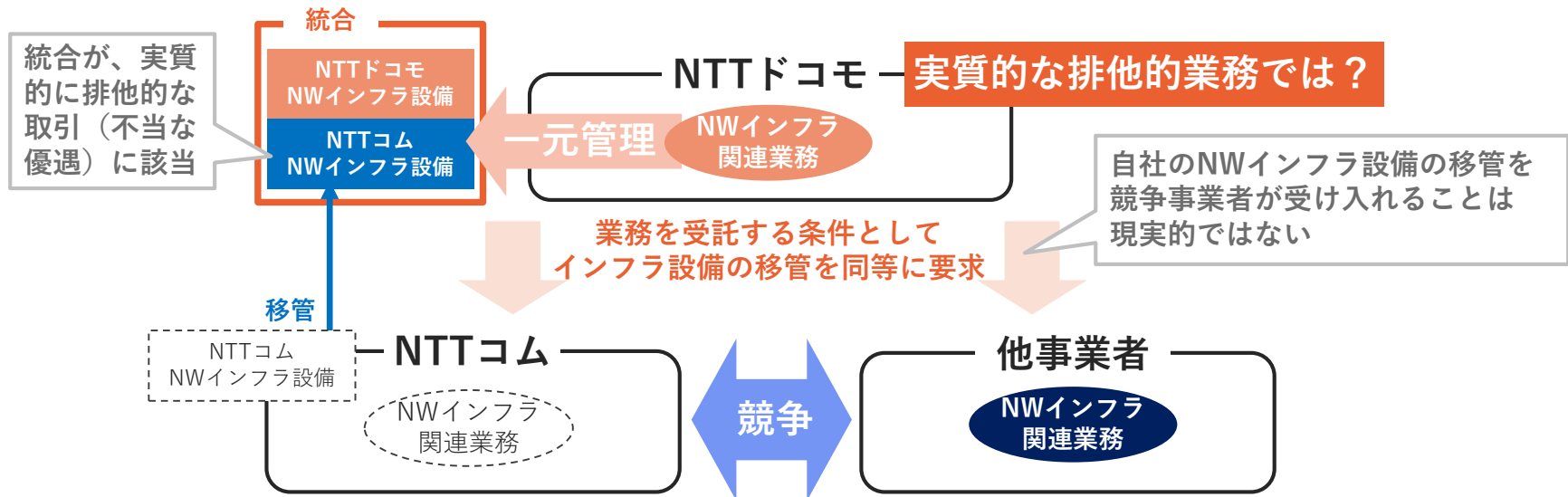
- NTTドコモのモバイルサービス、NTTコム固定系サービス・SI等、NTTコムウェアのソフトウェア開発等を「ドコモビジネス」で排他的に一体提供



(参考) 事例(c)：ネットワークインフラ関連業務の統合

- NTTドコモが、NTTコムネットワークインフラ設備を統合
- NTTドコモが、NTTコムネットワークインフラ関連業務を一元化

実質的な排他的業務では？



(2) ② 形式的に禁止行為規制の対象にならない（潜脱する）もの

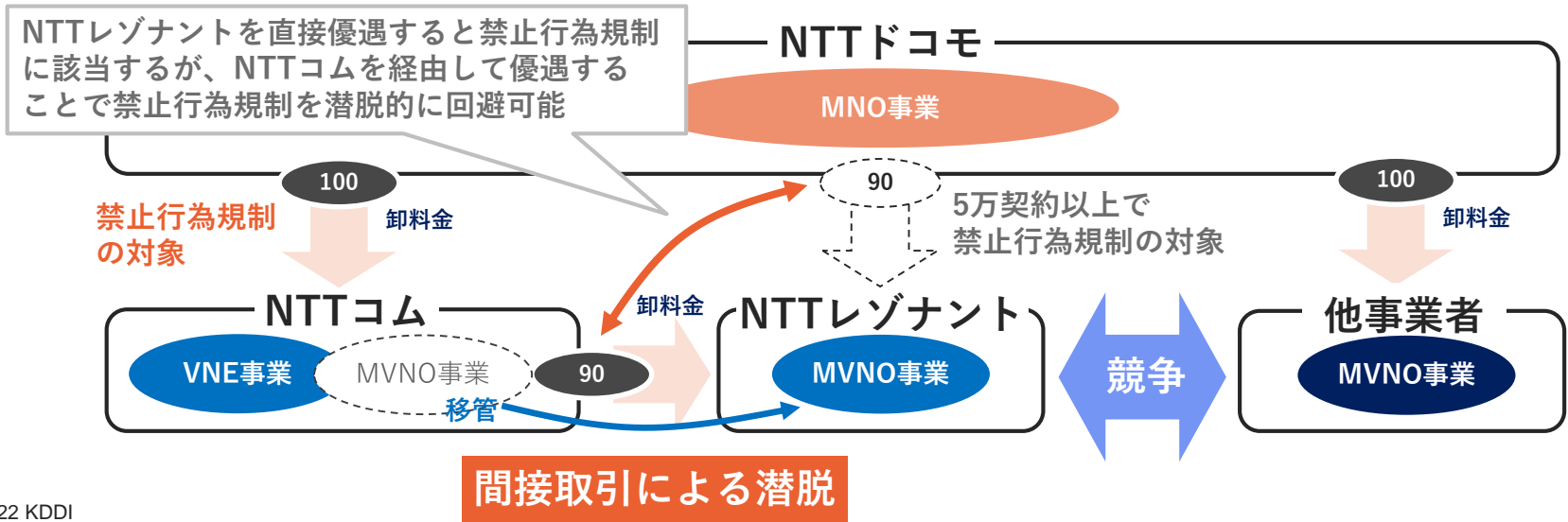
- 現行の禁止行為規制は、**直接の取引相手**である**グループ会社との取引**を規律
- 新ドコモグループの組織再編成で生じる**企業統合**や**間接取引**は**上記要件を潜脱**

| 報道発表（2021年12月14日）を踏まえた整理 | | 潜脱行為等 |
|--------------------------|---|---|
| (d) | 間接取引 NTTドコモからNTTコムを経由した NTTレゾナントへのMVNO卸取引 | NTTコムのMVNO事業をNTTレゾナントに移管し、 間接的に取引 することで 禁止行為規制を潜脱的に回避可能 (競争阻害的な料金設定を可能とする) |
| (e) | 企業統合 NTTドコモによる NTTぷららの吸収合併 | NTTドコモがNTTぷららを吸収合併し、 取引を内部化 することで 禁止行為規制を潜脱的に回避可能 (禁止行為規制の対象からNTTぷららが外れる) |

事例(d)：間接取引

- NTTコムの子会社向け事業（MVNO事業等）をNTTレゾナントに移管間接的に取引することで禁止行為規制を潜脱的に回避可能

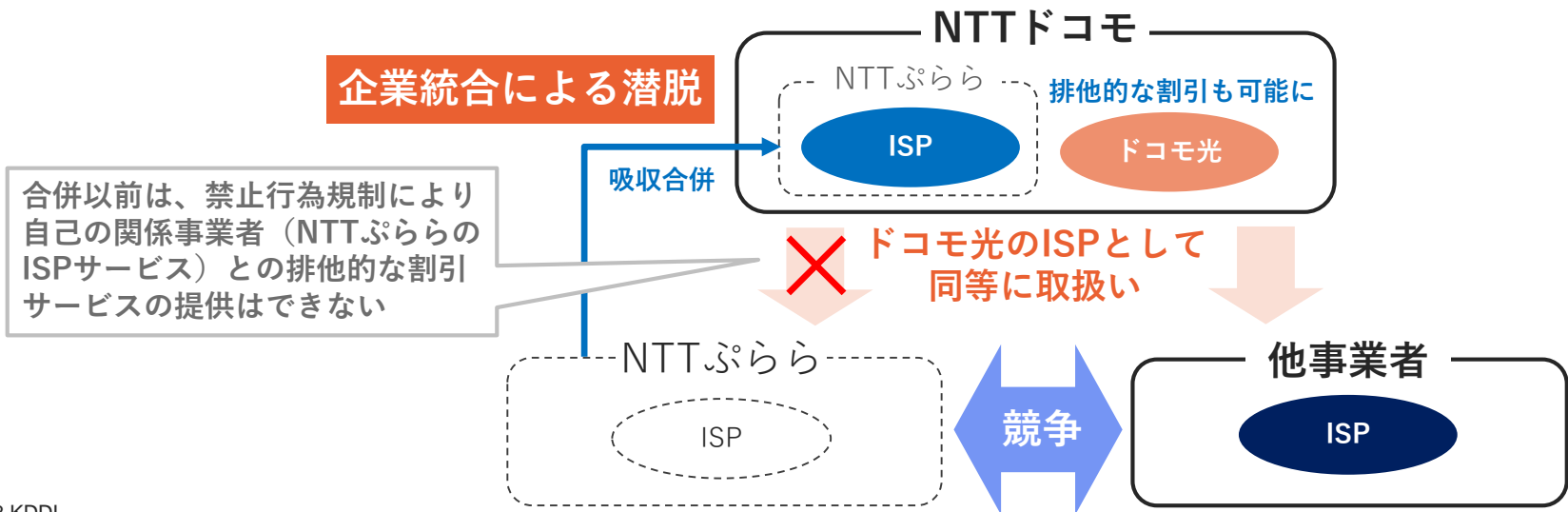
電気通信市場検証会議の「業務の適正性等の確認」の検証を強化して間接取引による潜脱行為が行われていないか確認すべき



事例(e)：企業の統合

- NTTドコモがNTTぷららを吸収合併してNTTドコモ内部に取り込み取引を内部化することで禁止行為規制を潜脱的に回避可能

企業統合は究極の「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」
早急にその行為の不当性の該非を明らかにすること (Step2) が必要



- NTTドコモが、**禁止行為規制対象のグループ内企業を吸収合併**すると以下の問題が生じるが、**現行の禁止行為規制での対応は困難**※

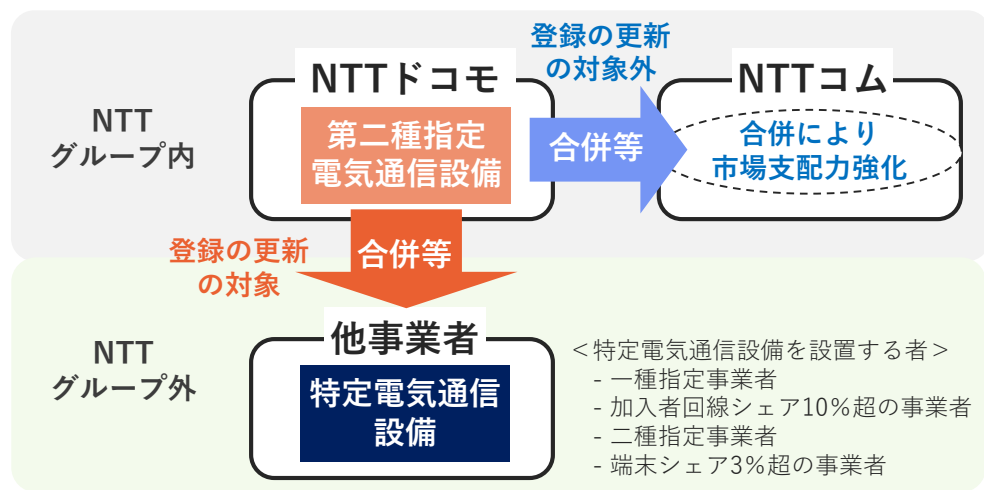
- ① 取引を内部化して**禁止行為規制を潜脱的に回避可能** (事例(e)：企業の統合)
- ② **強大な市場支配力を発揮する合併**でも未然防止する仕組みがない

※グループ外企業との合併等は、以下の仕組みで審査されるが、グループ内企業の合併等は審査がない

- 電気通信事業法の登録の更新 (第12条の2)
- 公正取引委員会の企業結合審査 (独占禁止法)

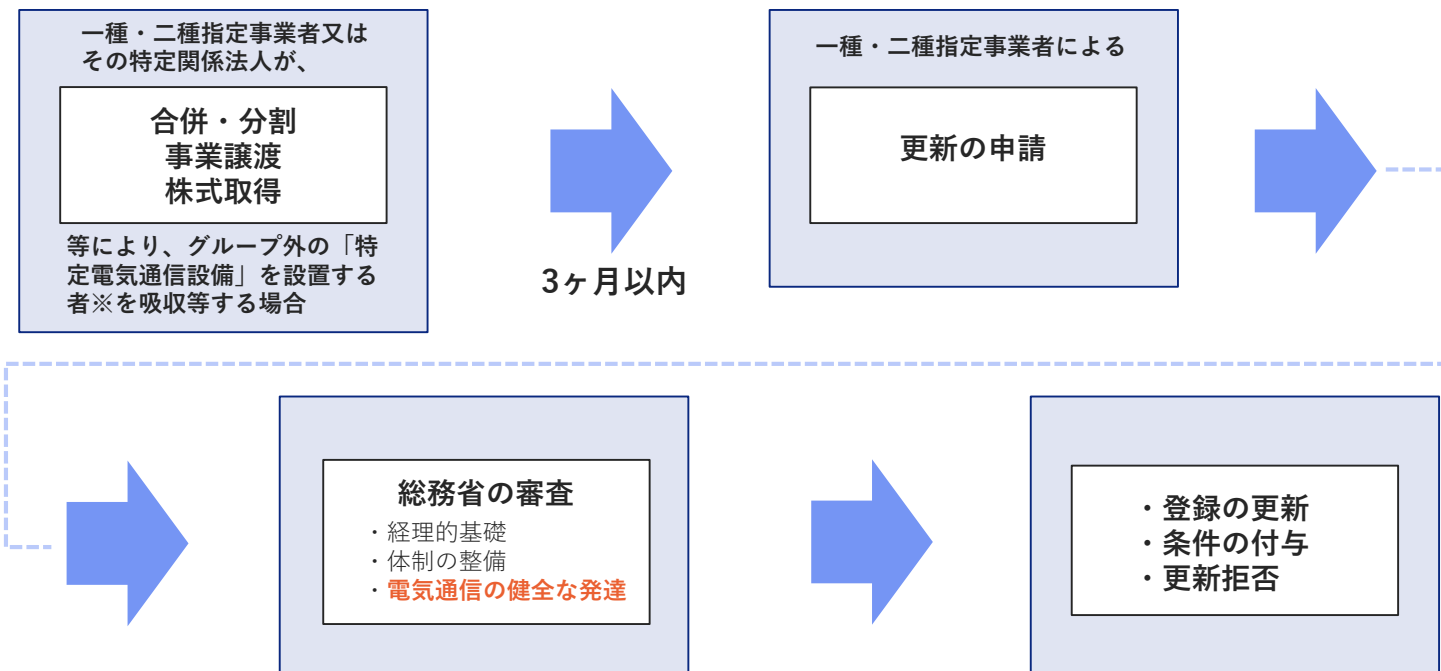
※NTT東・西の場合、合併等は総務大臣の認可事項 (NTT法第11条) のため、事前審査あり

登録の更新



(参考) 登録の更新制度

- 一種・二種指定事業者又はその特定関係法人（グループ会社）が **グループ外の大規模事業者（特定電気通信設備の設置者）** と **合併等** を行った場合 **その一種・二種指定事業者は電気通信事業の登録の更新が必要**



(3) 禁止行為規制で対応できない市場支配力濫用に対する措置 (2/4)

- 企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要

例えば、以下の措置が考えられる

- i) 禁止行為規制の強化 (電気通信事業法第30条)
- ii) 登録の更新の強化 (電気通信事業法第12条の2)
- iii) NTT法の事業計画認可の運用強化

i) 禁止行為規制の強化 (電気通信事業法第30条)

- 市場支配力の濫用につながる企業統合を、企業統合自体を禁止行為規制違反として停止・変更を命ずることができるものとする措置

(1) 第3項第二号に該当する行為 (不当な優先的取扱い・利益付与) と位置づけ※、当該合併行為を電気通信事業法上問題となる行為として「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に追加

※ 例えば、禁止行為規制違反となる排他的な連携が行われたにも関わらず、企業統合することで禁止行為規制違反を免れるような場合には、当該企業統合そのものを禁止行為規制違反とする

(2) 市場支配力の濫用につながる企業統合を新たな行為類型として第3項第三号を新設し規定

ii) 登録の更新の強化 (電気通信事業法第12条の2)

- 「登録の更新」で、禁止行為対象事業者と対象事業者のグループ内企業 (特定関係法人) の企業統合を審査対象とする措置

⇒ グループ内での企業統合であっても、禁止行為対象事業者と対象事業者のグループ内企業の企業統合は公正競争環境等に大きな変化が生じ得るため

iii) NTT法の事業計画認可の運用強化

- 旧NTTから分離した会社の企業統合について、NTT持株の事業計画認可の対象とする措置

⇒ NTTグループの事業計画に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、影響に応じた公正競争条件の確保のため

(4) まとめ

- ① NTTドコモグループの組織再編成による個々の連携や統合等の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するの否かをまずは明確にすべき
- ② そのうえで、個別事案ごとに不当性を判断
不当性の判断がつかない場合は、電気通信市場検証会議で徹底して検証
- ③ 間接取引による潜脱行為が行われていないか
電気通信市場検証会議の「業務の適正性等の確認」の検証を強化して対応
- ④ 企業統合は究極の「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」
早急にその行為の不当性の該非を明らかにすることが必要

禁止行為規制で対応困難な企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため
現行の禁止行為規制を補完する措置が必要

(例えば、禁止行為規制の強化、登録の更新の強化、NTT法の事業計画認可の運用強化)

Tomorrow, Together

KDDI